

2020年度 介護保険事業者に対する実地指導報告書

1 町田市が実施する実地指導について

介護保険法に基づく介護保険サービスには、入浴・排泄・食事等の介護、支援を行う「訪問介護」、施設等に通り食事や機能訓練を受ける「通所介護」、その他「短期入所生活介護」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、利用者の心身の状況等を勘案して居宅サービス計画の作成や居宅サービス事業者等と調整を行う「居宅介護支援」などの在宅サービスがあります。

また、町田市民のみが利用できる「地域密着型通所介護」、「認知症対応型通所介護」、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」などの地域密着型サービスや「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」などの施設サービスがあります。

在宅サービスを行う事業者に対する実地指導の権限は、都と区市町村にあり、地域密着型サービスを行う事業者に対する実地指導の権限は、区市町村にあります。

町田市では、介護保険法第23条に基づき町田市が指定権限を有する「居宅介護支援」、地域密着型サービス及び町田市が所轄庁となっている社会福祉法人が運営する「介護老人福祉施設」に対して実地指導を実施しています。なお、その他の在宅サービス及び施設サービスについては、都が指定権限を有するため、町田市では必要に応じて実地指導を実施することとしています。

また、実地指導の他に、指導の対象となる介護保険サービス事業者等を一定の場所に集め、講習等の方式により行う集団指導を定期的にも実施しています。

2 2020年度 実地指導実施状況

2020年度の町田市の介護保険サービス事業者に対する実地指導の実施状況は、下表のとおりです。2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の抑制を図る観点から緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、当該期間中の実地指導を見合わせました。また、高齢者の感染リスク、重症化リスクが高いことを考慮して、入所サービス及び通所サービスに対する実地指導を延期し、居宅介護支援事業所及び福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所に対して実地指導を行いました。

なお、文書指摘とは、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反するもの（軽微な違反や改善中のもの、特別な事情により改善が遅延しているものを除く）、口頭指導とは、福祉関連法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反するもの（管理運営上支障が大きいと認められるものまたは正当な理由なく改善を怠っているものを除く）をいいます。

(1) 居宅介護支援

事業数 (①)	実地指導 実施数(②)	文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数 (④)	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
110	9	5	9	63	8.1%	55.5%

(2) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

事業数 (①)	実地指導 実施数(②)	文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数 (④)	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
20	8	4	6	27	40.0%	50.0%

(3) 合計

事業数 (①)	実地指導 実施数(②)	文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数 (④)	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
130	17	9	15	90	13.0%	52.9%

3 主な文書指摘事項

(1) 居宅介護支援

文書指摘の具体的事例	指摘 事業数
<p>◇ サービス担当者会議の要点又は担当者への照会内容を記録すること。</p> <p>○ サービス担当者会議の欠席者に対して照会等により意見を求めている。</p> <p>○ サービス担当者会議又は担当者への照会内容の記録を作成していない。</p> <p>(市条例第6号第16条第9号及び第32条第2項第2号、解釈通知第2の3(7)⑨)</p>	3
<p><改善の際の注意点等></p> <p>○ やむを得ない理由により指定居宅サービス等の担当者がサービス担当者会議を欠席する場合は、欠席者に対して電話・メール等により意見を求めてください。</p> <p>○ サービス担当者会議の要点及び担当者に対する照会内容の記録を作成するとともに、当該記録を契約終了日から2年間保存してください。</p>	

文書指摘の具体的事例	指摘 事業数
<p>◇ 契約時の説明及び手続きを適切に行うこと。</p> <p>○ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について文書を交付して説明を行い、説明を理解したことについて利用申込者から署名を得ていない。</p> <p>(市条例第6号第7条第2項、解釈通知第2の3(1))</p>	
<p><改善の際の注意点等></p> <p>○ サービス提供開始に際し、以下の2点について利用申込者に対し文書を交付して説明を行い、説明を理解したことについて署名を得てください。</p> <p>① 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること。</p> <p>② 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。</p> <p>なお、当該基準に違反した場合は運営基準減算が適用され、介護報酬を減額又は返還することになりますので、取扱いには十分に注意してください。</p>	2
<p>◇ 特定事業所集中減算の判定に係る書類を作成すること。</p> <p>○ 特定事業所集中減算の判定に係る書類を作成していない。</p> <p>(留意事項第3の10注6)</p>	
<p><改善の際の注意点等></p> <p>○ 毎年度2回、特定事業所集中減算の判定に係る書類を作成し、紹介率最高法人の紹介率が80%を超えた場合は、当該書類を町田市に提出してください。また、紹介率が80%を超えない場合であっても、当該書類を2年間保存してください。</p> <p>手続きの詳細については町田市ホームページを参照してください。書類の様式のダウンロードもできます。</p> <p>トップページ>医療・福祉>介護保険>事業者の方へ>居宅介護支援>特定事業所集中減算</p>	2

(2) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

文書指摘の具体的事例	指摘 事業数
<p>◇ 福祉用具貸与（販売）計画を適切に作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉用具貸与（販売）計画を作成していない。 ○ 必要に応じて、福祉用具貸与計画を変更していない。 ○ 福祉用具貸与計画と特定福祉用具販売計画を一体のものとして作成していない。 <p>（都条例第 111 号第 256 条第 1 項並びに第 5 項及び第 273 条第 1 項、都施行要領第 3 の 11 の 3(4)⑥及び第 3 の 12 の 3(4)④)</p> <p><改善の際の注意点等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉用具専門相談員は利用者ごとに、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与（販売）の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した福祉用具貸与（販売）計画を作成してください。 ○ 福祉用具貸与計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行ってください。 ○ 福祉用具貸与と福祉用具販売の両方を利用する場合は、福祉用具貸与と福祉用具販売に係る計画を一体的に作成してください。 	3
<p>◇ 福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせている場合に、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認していない又は確認の結果等を記録していない。 <p>（都条例第 111 号第 259 条第 4 項、都施行要領第 3 の 11 の 3(6)③)</p> <p><改善の際の注意点等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務が都条例の定める基準に従って適切に行われているか定期的に確認し、その結果を記録してください。また、当該記録は 2 年間保存してください。 	2

根拠法令等

略称	正式名称
市条例第 6 号	町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年町田市条例第6号）
居宅解釈通知	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）
都条例第 111 号	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 10 月 11 日条例第 111 号）
都施行要領	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（平成 26 年 3 月 29 日 24 福保高介第 1882 号）
市条例第 53 号	町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月 26 日条例第 53 号）
密着解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発 0331004・老振発 0331004・老老発 0331017）
留意事項	指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）
法	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
法施行規則	介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）

4 集団指導の実施状況

2020年度は下表のとおり集団指導を実施しました。

実施日	対象サービス	事業者数	参加数	出席率	主な内容
2020年 9月24日 (※)	居宅介護 支援	110	106 (244人)	96%	① ケアマネジメントプロセスから見る指導事例 ② 実地指導での実例 (加算・減算編) ③ 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて

※ リモート会議システムによるオンライン開催

5 その他

2020年度は下表のとおり書面検査を実施しました。

実施日	対象サービス	事業者数	主な確認事項
2020年 11月25日	居宅介護支援	109	契約時の説明及び同意の手続きについて